

施策・施策展開の方針(第6次)と今後の課題(第5次)の対応表

参考7

<p>施策・施策展開の方針(第6次)</p>	<p>今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋</p>
<p>【1-1 市民自治・協働】</p>	<p>【市民自治、市民と行政との協働】</p>
<p>(1) 市民自治の基盤となる地域自治の確立</p> <p>①まちづくり協議会の活動の充実を支援します</p> <p>②地域ごとのまちづくり計画を推進します</p> <p>③自治会とまちづくり協議会の連携を促進します</p> <p>④自治会の加入率向上等に関する支援を行います</p>	<p>・一部の地域で自治会とまちづくり協議会の連携が十分でないケースが見受けられ、改善する必要がある。</p> <p>・自治会加入率の低下、まちづくり協議会についての認知度、地域の担い手不足など、地縁型コミュニティの維持・活性化が課題である。</p>
<p>(2) 様々な市民活動の充実</p> <p>①様々な分野における市民活動の充実を図ります</p> <p>②市民の公益的な活動を促進します</p>	
<p>(3) 市民と行政の協働の推進</p> <p>①「協働の指針」の周知及び活用を図り、協働をさらに推進します</p> <p>②協働型事業の推進と検証に努めます</p> <p>③活動の担い手の発掘・育成と「つながり」づくりに取り組みます</p>	<p>・「行政との協働の取組への意向を持っている」市民の割合は減少しており、新たな担い手づくりなど、協働を推進するための効果的な仕組みづくりが課題である。</p>
<p>【1-2 人権・部落問題・男女共同参画】</p>	<p>【人権・同和、男女共同参画】</p>
<p>(1) すべての人の人権が尊重されるまちづくりの推進</p> <p>①あらゆる施策を人権尊重の視点に立って進めます</p> <p>②地域や学校など様々な場における人権教育及び啓発を推進します</p> <p>③市民と行政の協働により人権教育及び啓発を進めます</p>	<p>・人権課題が多様化・複雑化・深化したこと及び、啓発により差別に気付く市民が増えたこともあり、「人権が尊重されていると思う」市民の割合が低下している。</p> <p>・効果的な啓発を実施し、より人権意識が深まり、高まるようにしていく必要がある。</p>
<p>(2) 戦争や核兵器のない平和な社会の実現</p> <p>①市民と行政の協働による平和事業に取り組みます</p>	
<p>(3) すべての人が性別にとらわれず、自分らしく暮らせるまちづくりの推進</p> <p>①すべての施策を男女共同参画の視点に立って進めます</p> <p>②男女共同参画社会実現に向けた教育及び啓発を推進します</p> <p>③あらゆる場への女性の参画を進めます</p> <p>④女性への暴力の根絶とDVを許さない社会づくりを進めます</p>	<p>・労働基準法改正を踏まえ、引き続きワークライフバランスの推進に取り組む必要がある。</p> <p>・女性の良好な就業環境の確保に向け、啓発や講座の開催に取り組む必要がある。</p>
<p>【1-3 開かれた市政】</p>	<p>【開かれた市政】</p>
<p>(1) 市民との情報共有の推進</p> <p>①発信する情報の充実を努めます</p> <p>②必要な情報を的確に伝えます</p> <p>③積極的な情報公開を推進します</p>	<p>・オープンデータの充実や保健関連のビッグデータ・ICTの活用などにより、市民と行政の情報共有を進めていく必要がある。</p>
<p>(2) 市民との対話と交流の推進</p> <p>①市民の意見を聴く機会の充実を図ります</p> <p>②対話と交流、参画の場の充実に取り組みます</p>	
<p>(3) まちの魅力の効果的な発信</p> <p>①まちの情報や魅力を広く発信します</p> <p>②市民や事業者とともに効果的なPRに取り組みます</p>	

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【1-4 情報化】	【情報化】
(1)誰もが利便性、サービス向上を実感できるデジタル行政の推進 ①行政手続きがデジタル上で完了する基盤を整備します ②高度なICTを活用し、質の高いまちを目指します ③システムの安定運用と情報セキュリティ対策の強化を進めます	・マイナンバーカードの普及が進んでおらず、取得の促進が課題である。
(2)デジタルシフトによる効率的な行政運営の推進 ①職員が最大のパフォーマンスを発揮できるICT環境を整備します ②定型、繰り返し業務の徹底的な自動化を進めます ③業務情報のデータ化とEBPMの活用を進めます ④ICT活用人材の育成に取り組みます ⑤自治体間の共同システムの利用を推進します	・ICTの利用拡大に伴い、関連経費も増加しており、ICT経費の適正化を図る必要がある。
【1-5 行財政運営】	【行財政運営】
(1)時代にふさわしい公共サービスの追求 ①時代にふさわしい公共サービスを提供します ②業務シフトによる市民サービスの向上を図ります ③公共施設マネジメントを推進します	・人口減少、少子高齢化や公共施設の老朽改修等の諸課題への対応など、これまで以上に長期的な視点をもって、将来を見据えた行財政運営に取り組む必要がある。
(2)時代の変化に対応できる職員の育成と、組織体制の整備 ①協働の視点で問題解決を図る職員を育成します ②スマート自治体への転換に向けた取組を進めます ③機能的で連携の取れた組織体制を整備します ④職員のワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進します ⑤未来を切り拓くための風土づくりに取り組みます	・複雑化する行政課題への確に対応できる人材の育成が必要である。
(3)将来の見える行財政運営の推進 ①将来にわたる責任ある財政運営を推進します ②効率的・効果的な施策の実施に取り組みます ③地方公営企業・外郭団体等の経営健全化を図ります	・【再掲】人口減少、少子高齢化や公共施設の老朽改修等の諸課題への対応など、これまで以上に長期的な視点をもって、将来を見据えた行財政運営に取り組む必要がある。

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【2-1 危機管理・防災・消防】	【危機管理、防災・消防】
(1) 迅速・適切な危機管理体制づくりの推進 ①危機管理施設の整備を推進します ②危機管理体制を整えます ③危機対応力の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する情報発信や災害対策をスムーズにするための情報処理のシステム化の検討や市民や職員の危機対応能力のさらなる向上が必要である。 ・市有建築物の耐震化については、2020年度末までの目標達成は厳しい状況にあるが、限られた財源の中で、順次進めていく必要がある。
(2) 自助・共助を核とした防災体制づくりの推進 ①地域防災力の向上を図ります ②災害時要援護者の支援体制を整えます	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援制度については、専門職との連携を深めていく必要がある。
(3) 充実した消防・救急体制の推進 ①災害対応能力の充実を図り市民生活の安全・安心を確保します ②消防力の充実を図ります ③火災予防啓発を推進します ④消防職員の資質の向上を推進します ⑤消防の連携・協力体制を推進します	
【2-2 防犯・交通安全】	【防犯・交通安全】
(1) 防犯意識の啓発、協働による安全なまちづくりの推進 ①地域の防犯力を高めます ②犯罪被害者等の支援に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動者の固定化、高齢化による組織の弱体化が懸念される。 ・特殊詐欺等の被害防止のための啓発を継続する必要がある。
(2) 交通安全意識の啓発、協働による安全なまちづくりの推進 ①交通安全意識の啓発を推進します ②交通危険箇所の安全対策を実施します ③駅周辺の快適な歩行空間を確保します	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故(人身、自転車)の発生件数が増加しており、対策が必要である。
【2-3 消費生活】	【消費生活】
(1) 全年齢切れ目のない消費者教育や啓発の推進 ①市民や関係団体と協働し、消費者教育や啓発を推進します ②消費生活相談機能を充実させます	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・複雑化する消費者トラブルに対応した啓発活動をするため、講座等のメニューを強化する必要がある。
【2-4 土地利用・市街地・北部整備】	【土地利用、市街地・北部整備】
(1) 持続可能な都市づくり ①コンパクトなまちづくりの形成を目指します ②緑地の利活用に努めます ③農村集落の環境を保全します	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化を見据えた持続可能なまちづくりを目指す必要がある。
(2) 地域の活力の維持・増進 ①南部地域の良好な住環境、維持・増進を図ります ②北部地域全体の活力の維持・増進を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎・ひろば整備事業は早期の完成をめざし、着実に進める必要がある。 ・北部地域においては、地域資源の活用に向けて、民間資本を呼び込むための工夫が必要である。
(3) 地域の特性にあった良好なまちづくりの推進 ①多様な事業手法を活用してまちづくりを支援します ②既存都市施設を有効に活用し、まちの活性化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・農住混在地域においては、土地区画整理事業による調和のとれた住環境整備が望ましく、安倉上池地区においては、早期に事業化できるよう支援が必要である。

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【2-5 住宅・住環境】	【住宅・住環境】
(1) 住宅ストックの活用促進と、美しい住環境の維持 ① 空家の適正管理と活用の促進を図ります ② 既存住宅の適正な維持保全を推進し、良好な住環境を維持します	・空き家の利活用施策を推進していくためには、庁内横断的な視点に立ち、複数部署が連携して取り組む必要がある。
(2) 安心して住み続けられる住まいづくりの促進 ① 耐震診断や耐震改修の促進を図ります	・民間住宅の耐震改修工事の実施戸数が少ない状況にあるが、個人の財産ということもあり、対策が難しい状況にある。
【2-6 道路・交通】	【道路・交通】
(1) 計画的、効率的な道路整備の推進 ① 都市計画道路の計画的な整備を推進します ② 北部地域を含めた市道の計画的、効果的な整備を推進します	・計画的に道路整備や道路橋の修繕を進める必要がある。
(2) 公共交通の利便性の向上と、新たな移動手段の検討 ① 公共交通の維持や利便性の向上を図り、新たな移動手段の確保を検討します ② 北部地域では、地域の特性に応じた公共交通の確保に努めます ③ コンパクトなまちづくりに向けた交通結節機能の充実を図ります	・公共交通については、西谷地域における最適なバス路線網の再編、小林駅や武田尾駅などの交通結節点機能の拡充やモビリティ・マネジメント事業等に取り組む必要がある。
(3) 橋梁などの道路構造物の長寿命化や計画的な修繕の推進 ① 橋梁の長寿命化や道路構造物の計画的、効率的な修繕を推進します ② 市民からの情報提供により道路の効率的な整備を推進します	・【再掲】計画的に道路整備や道路橋の修繕を進める必要がある。
(4) すべての人にやさしい安全で快適な道路環境づくりの推進 ① 地域と連携した通学路の安全対策を推進します ② 道路や公共交通のバリアフリー化など人にやさしい交通環境を整備します ③ 自転車ネットワーク計画に基づく整備を推進します ④ 環境や景観に配慮し、植栽など道路環境の適正な管理に努めます	
【2-7 河川・水辺空間】	【河川・水辺空間】
(1) 治水・土砂災害対策の推進 ① 総合治水の観点から、河川改修事業等を推進します ② 土砂災害特別警戒区域に関する取組を推進します ③ 洪水・土砂災害に対する地域の防災力を高めます	・荒神川の改修は県と協議を進め、早期完了を目指す必要がある。 ・鶴の荘・向月町地区の浸水対策については、大堀川の早期改修を継続して県へ要望する必要がある。
(2) うるおいや安らぎのある河川・水辺空間の創出 ① 河川・水辺空間の利活用を推進します ② 河川・水辺空間活動団体を支援します	・河川・水辺空間アドプト活動団体の高齢化・担い手不足等により、活動内容が縮小傾向にあるため、対策が必要である。
【2-8 上下水道】	【上下水道】
(1) 安全で良質な水道水の安定的な供給 ① 良質な水道水を供給するため、きめ細かな水質管理を推進します ② 安定供給を図るため、危機管理の取組を推進します ③ 市民から信頼され続ける水道を目指し、事業基盤の強化を図ります ④ 健全な経営に支えられた水道事業の構築に取り組めます	・水道基幹管路の耐震化、老朽化した水道管路の更新については、他都市よりも整備率が悪い状況にあることから、今後、より積極的に取り組む必要がある。
(2) 安全・安心で安定した下水道サービスの提供 ① 浸水・地震対策を強化し、クライシスマネジメントを推進します ② アセットマネジメントを推進し、環境との共生の維持に努めます ③ 健全な経営に支えられた下水道事業の構築に取り組めます	

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次)
※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋	
【3-1 健康・医療】	【健康・保健・医療】
(1) 健康意識の向上とライフステージに応じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の健診の受診率が伸び悩んでおり、受診勧奨策の検討や健康づくりの無関心層へのアプローチを強化する必要がある。 ・国民健康保険被保険者の健康づくりを推進するため、レセプトなどから得られるデータ分析に基づいた保健事業を実施する必要がある。 ・市立病院の経常損益の赤字幅が拡大しており、経営改善に取り組む必要がある。 ・介護予防の取組を推進するため、かかりつけ医・歯科医・薬剤師・薬局などの多職種連携を強化していく必要がある。
① 疾病予防や健康づくりを推進します	
② 生活習慣病等の早期発見や重症化の予防に取り組みます	
③ 心の健康づくりを推進します	
(2) 妊産婦・子どもへの母子保健施策の推進	
① すべての妊産婦・子どもの健康づくりを切れ目なく支援します	
② 妊娠期からの児童虐待防止、育てにくさに対する取組を進めます	
(3) 安心・安全な地域医療体制の確保	
① 地域の医療機関や介護施設との連携を深めます	
② 救急医療体制を確保します	
③ 市立病院の集学的がん診療体制を強化します	
④ 新たな中長期計画に基づき、市立病院の経営の安定化を図ります	
⑤ 市立病院の医療機能や病床規模の見直しに取り組みます	
【3-2 地域福祉】	【地域福祉】
(1) 多文化・共生型の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に向けては、地域ごとのまちづくり計画による地域づくりと連動させ、多層的な取組へとつなげていく必要がある。 ・認知症高齢者や障碍(がい)のある人などの権利擁護体制の充実に向け、関係機関や専門職団体と連携した中核機関等を設置する必要がある。
① 福祉教育の充実を進めます	
② 誰もが活躍できる多様な居場所・拠点づくりを進めます	
③ 地域福祉を担う人材の発掘・育成を進めます	
(2) 包括的な支援体制づくり	
① 多様な主体による見守り・支え合いを促進します	
② 総合相談支援体制の構築・強化します	
【3-3 高齢者福祉】	【高齢者福祉】
(1) 高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進行を踏まえ、高齢者が活動・社会参加しやすい環境を整えるとともに、医療・介護・福祉の連携を強化していく必要がある。
① 健康づくり・介護予防を推進します	
② いきがいつくりを促進します	
③ 地域で支えあう仕組みづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策は重要性を増しており、共生と予防に向けた対策が必要である。 ・【再掲】高齢化の進行を踏まえ、高齢者が活動・社会参加しやすい環境を整えるとともに、医療・介護・福祉の連携を強化していく必要がある。
(2) 望む場所で安心して暮らせる体制づくり	
① 多様なニーズに対応した支援の充実を図ります	
② 認知症施策を推進します	
③ 医療・介護の連携を強化します	

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【3-4 障害(がい)者福祉】	【障害(がい)者福祉】
(1) 障害(がい)者の自立に向けた地域支援体制の整備 ① 障害福祉サービス等の提供体制を整備します ② 障害(がい)者の社会参加の実現を目指します ③ 障害(がい)者等が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります	・障害(がい)者が地域で安心して暮らすためには地域での支えあいや社会参加の仕組みを構築することが必要である。
(2) 障害(がい)者の権利擁護の推進 ① 障害(がい)者差別の解消を推進します ② 障害(がい)者虐待の防止に取り組みます ③ 成年後見制度の活用を推進します	
(3) 障害(がい)のある子どもの成長を支える取組 ① 乳幼児期からの療育・発達支援を推進します ② 障害(がい)のある子どもの地域生活を支える取組を推進します ③ 障害児通所支援等の提供体制を整備します	・特別な支援を要する児童は年々増加しており、相談支援体制と関係機関との連携強化に向けた取組が必要である。
(4) 障害(がい)者の就労支援や生活支援の推進 ① 就労や就労定着の支援に取り組みます ② 工賃向上のための取組を推進します ③ 「シンシアのまち宝塚」に向けた取組を推進します	・【再掲】障害(がい)者が地域で安心して暮らすためには地域での支えあいや社会参加の仕組みを構築することが必要である。
【3-5 社会保障】	【社会保障】
(1) 生活困窮者等の経済的・日常的・社会的な自立の促進 ① 相談支援体制の充実を図ります ② 個別の状況に応じた自立支援を行います ③ 就労支援の充実を図ります	・生活困窮者に対する支援については、既存の高齢者、障害(がい)者、児童の福祉サービスで対応しきれないケースが多く、関係機関と連携し、支援策を検討する必要がある。
(2) 健やかな暮らしを支える医療保険制度等の適切な運営 ① 国民健康保険制度を健全に運営します ② 福祉医療費助成制度を適切に運営します ③ 後期高齢者医療制度の適切な運営に努めます	・国民健康保険事業は保険税収入の確保や医療費の適正化等の取組を着実に進める必要がある。

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次)
	※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【4-1 児童福祉・青少年育成】	【児童福祉、青少年育成】
(1)すべての子どもと家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談件数も増加傾向にあるほか、子どもの貧困対策も今後の施策課題であり、関係する機関の連携や施策のあり方を検討する必要がある。 ・いじめや不登校件数が増加傾向にある中、関係機関の一層の連携や早期発見・解決に取り組む必要がある。 ・保育ニーズについては、供給が需要を喚起する状況にあるため、保育所、放課後児童健全育成事業ともに、受入枠の拡充を図るものの待機児童の解消には至っていない。 ・ひきこもりの課題が顕在化しており、関係機関での情報共有や支援のあり方が課題となっている。
①子どもの人権擁護を推進します	
②すべての子どもと家庭に対する子育て支援に取り組めます	
③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実を図ります	
④子どもの貧困対策に取り組めます	
(2)子育てと仕事の両立支援	
①多様な保育施策に取り組めます	
②放課後児童対策に取り組めます	
(3)安全安心の子育て環境づくり	
①子育てを支援する生活環境づくりに取り組めます	
②子どもの安全・安心の確保に取り組めます	
(4)家庭や地域の子育て力の向上と子どもの社会参加の促進	
①家庭や地域の子育て力・教育力の維持向上を図ります	
②子どもの居場所づくりの充実を図ります	
③子ども参加型のまちづくりに取り組めます	
④青少年の自立を支援します	
【4-2 学校教育】	【学校教育】
(1)子どもの「生きる力」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・新体力テスト(全16種目)において、多くの種目で全国平均を下回っている。 ・管理職の退職等に伴う人材確保が危惧される。 ・「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」に転換するあたり、広く学校支援への関心を高めてもらう取組が必要である。
①子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます	
②学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります	
③心身ともに健やかな子どもを育てます	
④命の大切さや多様性について理解し、思いやりの心を持つ子どもを育てます	
⑤時代に対応できる子どもを育てます	
⑥ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます	
(2)学校園、教職員の教育力の向上	
①学校園の組織の充実を図ります	
②学校教育を担う人材の育成に努めます	
③安全・安心な学校園の整備を進めます	
④時代に応じた教育環境の整備に努めます	
(3)市民全体による子どもの支援	
①家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します	
【4-3 社会教育】	【社会教育、スポーツ】
(1)生涯を通じて学ぶことのできる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスの向上と新たな機能拡充に取り組む必要がある。地域における課題について学んだ成果を地域社会で生かすことができるような仕組みを充実させる必要がある。 ・市民のボランティア活動をより生かした文化遺産の活用方策の研究を進める必要がある。
①学びをまちづくりに生かします	
②魅力ある図書館づくりを進めます	
③ふるさと宝塚の文化遺産を守り、活用します	
(2)スポーツに親しむ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関連情報を各種情報媒体を活用して提供できるよう取り組む必要がある。 ・スポーツ推進員の高齢化が進んでいるため、若い世代のスポーツ指導者の確保が必要である。
①市民のスポーツライフを支援します	

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【5-1 都市景観】 (1) 景観計画に基づく「宝塚らしい景観」の魅力の向上 ① 景観に関する情報を発信し、市民意識の向上を図ります ② 新たな土地利用において良好な景観を誘導します ③ 景観計画特定地区の指定により良好な景観の維持保全を推進します ④ 新たな制度設計やガイドラインについて検討します ⑤ 屋外広告物の規制・誘導を行い、違法掲出物の減少をめざします	【都市景観】 ・一定規模以上の開発に対し指導助言を行っているが、景観条例・景観計画の規制は強制力がなく、制度的な限界がある。景観重要建造物や都市景観形成建築物の維持保全についても難しい状況にある。 ・違反広告物の除却は事業者やボランティアとの連携で実施しているが、ボランティアの高齢化が進んでいる。
【5-2 緑化・公園】 (1) 地域の特性やニーズに応じた都市公園等の利活用の推進 ① 地域ニーズに合った公園整備を推進します ② 公園の特性に応じた多様な主体による管理運営を推進します ③ 地域の特性に応じた街路樹の整備に取り組みます (2) 緑豊かで美しく潤いのある都市空間形成の推進 ① 市民の緑化意識醸成を図ります ② 民有地の緑化を推進します ③ 地域緑化モデル地区指定団体を支援します (3) 緑地や里山・まち山の保全・再生の推進 ① 緑地や里山・まち山の保全活動を促進します ② 緑地や里山・まち山の保全活動団体を支援します	【緑化・公園】 ・アドプト制度、緑化活動、里山やまち山保全是地域団体等との連携・協力によって実現できているものであるが、高齢化、後継者(担い手)不足が課題となっている。
【5-3 環境保全】 (1) 温室効果ガス排出量の削減 ① エネルギー消費量の削減を進めます ② 再生可能エネルギーの導入を推進します (2) 多様な生物が存在する豊かな自然環境の保全 ① 生物多様性保全対策を充実します ② 市民意識の向上を図ります ③ 特定外来生物に関する情報提供、適正な駆除を行います (3) 健康に暮らせる環境の維持 ① 環境公害の未然防止に努めます ② 公共用水域の水質保全に努めます (4) 環境保全を担う人材の育成 ① 環境教育・学習を推進します ② 環境保全活動を支援します	【環境保全】 ・国における再生可能エネルギーへのシフトが弱い ため、再エネ設備の設置が進んでいない。 ・海洋生物に対するプラスチックによる汚染防止の機運が高まっており、防止の取組や啓発活動が必要である。 ・子どもたちの環境問題に対する意識を高めるため、企画の充実や学校教育現場との連携を高めていくことが課題である。
【5-4 循環型社会】 (1) ごみの減量・資源化の推進 ① 3Rの取組を推進します ② 事業系ごみの分別徹底と減量化を図ります ③ 焼却ごみの削減を図ります (2) 安全で安定したごみ処理 ① ごみ処理施設を適切に維持管理します ② 市民に信頼される新ごみ処理施設を整備します ③ 高齢化に対応した収集に取り組みます	【循環型社会】 ・景気回復等から事業系ごみは増加傾向にあり、分別の徹底や減量化への啓発、具体的な対策の研究などに取り組む必要がある。 ・新ごみ処理施設については、効率的、経済的に整備するとともに、市民が安心できるように事業を進めていく必要がある。

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次)
	※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【5-5 都市美化・環境衛生】	【都市美化・環境衛生】
(1) 市民との協働による美化活動の推進 ①市民のきれいなまちづくりに対する高い意識の維持に努めます ②ごみの不法投棄防止対策を進めます	・自治会加入率の低下に伴い、「宝塚を美しくする市民運動」への参加者が減少傾向にある。
(2) 環境衛生の維持 ①ペットの適正管理を進めます ②害虫発生の未然防止を図ります ③墓地の長期的・安定的な供給を推進します	・すみれ墓苑内の合葬式墓所の貸出数が今後も計画数を上回り続けることは困難と想定しており、新しい墓地や貸出形態を研究・検討する必要がある。

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【6-1 観光】	【観光】
(1) 地域資源の磨き上げと掘り起こし ① ウェルネスツーリズムの促進を図ります ② 地域間(市内観光資源)の周遊性の向上を図ります ③ 多様な人材が協働して参加するコンテンツ開発に取り組みます	・観光施設間の連携により、市内での滞在時間を延ばし、経済効果を創出していくことが課題である。
(2) 積極的な誘客に向けた国内外への情報発信 ① 積極的な誘客の展開に取り組みます ② 観光情報(資源)の積極的な発信に取り組みます ③ 観光資源の利用に向けた市民へのPRに取り組みます	・まちの魅力の発信に向けた効果的な手法について模索が続いている。
(3) 持続可能な観光振興に向けた環境整備 ① 来宝者に向けたインフラ整備に取り組みます ② 観光に携わる人材の育成(関係者の合意形成)を図ります ③ 観光消費額拡大を目指します	・ハード面での整備に加え、ソフト面(おもてなしの心)が今後より一層求められる。 ・【再掲】観光施設間の連携により、市内での滞在時間を延ばし、経済効果を創出していくことが課題である。
【6-2 商工業】	【商業・サービス業・工業】
(1) 新たな事業の創出 ① 起業しやすい土壌づくりに取り組みます ② 創造性の発揮による新事業創出を支援します	・多様な起業支援が増えたこともあり、起業相談・指導を受けた人のうち起業した事業者数は減少している。
(2) 市内のにぎわい創出 ① 個店の魅力向上を図ります ② 既存事業所の市内立地継続支援に取り組みます ③ 次世代の創造性豊かな担い手育成に取り組みます	・空き店舗割合は横ばいの傾向にあり、対策が必要である。 ・小売吸引力指数が近隣他市より低く、個店の魅力向上が課題である。
(3) 宝塚ブランドを生かした魅力創出 ① シビックプライドの醸成による地域内経済循環の向上を図ります ② 商工施策と文化施策の連携を促進します	・「モノ・コト・バ宝塚」のプロモーションについては、マーケティングの手法を取り入れた訴求効果の高いプロモーションを実践していく必要がある。
【6-3 農業】	【農業】
(1) 農業の持続的な発展 ① 次世代の担い手を確保します ② 地域の特性を生かした農業生産を推進します ③ 農地や農業用施設の適正な維持管理に努めます ④ 有害鳥獣による農作物被害の減少を図ります ⑤ 都市農業の振興を図ります	・農家戸数、認定農業者数は減少し、農業従事者の高齢化も進んでおり、農産物の生産量減少や更なる遊休農地の増加が懸念される。
(2) 農業の新たな価値創出の推進 ① 「農」を支える交流や農村への移住・定住等を促進します ② 農商工連携や異業種交流の取組を推進します ③ 農地の新たな活用に取り組みます ④ 新技術の導入を進めます	・生産緑地地区の大部分が解除される2022年問題により、都市農地が宅地等に転用される危惧がある。
(3) 「農」に触れ「農」を知る機会の創出 ① 「農」に触れる機会の創出を図ります ② 「農」に関する普及啓発活動を推奨します ③ 「地産地消」の取組の支援を行います ④ 地域の特性を生かした観光農業を活性化します	

施策・施策展開の方針(第6次)	今後の課題(第5次) ※第5次総合計画後期基本計画評価検証シート(総括表)抜粋
【6-4 雇用・労働環境】	【雇用・勤労者福祉】
(1) 誰もがいきいきと働くための就労支援	・就職に悩みを抱える若者が増加している現状を認識し、継続した支援に取り組む必要がある。
①雇用・就業促進と安定のための支援に取り組みます	
②潜在的に就労を希望する方へのきめ細やかな支援に取り組みます	・高齢者の働く意欲は年々高まっており、支援組織が横断的に効率よく連携し、事業展開していく必要がある。
(2) 働く場の創出と多様な働き方の実現	
①新たな就労機会の掘り起こしに取り組みます	
②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します	
(3) 労働問題の防止と解決に向けた環境づくり	
①適正な労働環境の確保に向けた取組を促進します	
②相談窓口の周知・他機関との連携に取り組みます	
【6-5 文化・国際交流】	【文化・国際交流】
(1) 文化芸術に触れ、創造する喜びを実感できる環境づくり	・文化芸術センター・庭園を整備するエリアは、手塚治虫記念館や宝塚文化創造館、宝塚大劇場、新宝塚ホテルなどが並び建つエリアであり、相乗効果的ににぎわいを生むよう事業を実施していく必要がある。
①文化芸術関係施設の有機的連携(協働)を推進します	
②誰もが文化芸術に触れ、楽しめる環境づくりに取り組みます	
③いつでも文化芸術に親しめるよう情報発信に取り組みます	
④子どもたちをはじめ市民の創造性を育みます	
(2) 文化芸術により人と人をつなげる取組の推進	
①活動カテゴリを超えた交流や連携の促進を図ります	
②地域間交流を継続させ、推進します	
③人材や市民組織(団体)の育成を図ります	
(3) 文化芸術により成長を続けることができる取組の推進	
①市民の文化芸術活動等の支援の充実を図ります	
②文化芸術の持つ創造性を生かした地域活性化の取組を推進します。	
③関連分野(施策)との有機的連携を促進します	
(4) 歴史や文化、習慣の違いを認め、尊重する地域社会の構築	・海外姉妹都市との国際交流の動きが民間レベルの交流に留まっている。
①多文化共生や異文化相互理解を推進します	
②インバウンド・アウトバウンド等で国際理解を推進します	